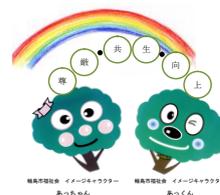


〒929-2378 輪島市三井町小泉上野2番地 ☎(0786)26-1661  
 特別養護老人ホーム、短期入所センター、デイサービスセンター、  
 訪問介護センター、居宅介護支援事務所、在宅介護支援センター、  
 配食サービス、輪島市介護予防・日常生活支援総合事業通所介護  
 相当サービス、訪問介護相当サービス、輪島市介護予防・日常生活  
 支援総合事業通所型サービスC

〒928-0062 輪島市堀町9字25番地 ☎(0768)23-4165  
 認知症対応型通所介護、輪島市介護予防・日常生活支援総合事業  
 通所型サービスA、訪問入浴介護センター、在宅介護支援センタ  
 ー、居宅介護支援事務所  
 しせつの窓口(輪島市宅田町)  
 地域支援事業



## 運営規程の見直し

運営規程の見直しを行いましたのでご案内いたします

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム あての木園

### 新旧対照表

改正後	改正前
第21条 (食事の提供) 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援します。 2. 食事時間は、おおむね以下のとおりとします。 朝食 午前7時 <u>30</u> 分～午前9時 <u>30</u> 分 昼食 午前11時 <u>00</u> 分～午後1時00分 夕食 午後5時 <u>00</u> 分～午後7時00分	第21条 (食事の提供) 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援します。 2. 食事時間は、おおむね以下のとおりとします。 朝食 午前7時45分～午前9時00分 昼食 午前11時30分～午後1時00分 夕食 午後5時30分～午後7時00分

指定短期入所生活介護 あての木園短期入所センター

### 新旧対照表

改正後	改正前
第20条 (食事の提供) 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援します。 2. 食事時間は、おおむね以下のとおりとします。 朝食 午前7時 <u>30</u> 分～午前9時 <u>30</u> 分 昼食 午前11時 <u>00</u> 分～午後1時00分 夕食 午後5時 <u>00</u> 分～午後7時00分	第21条 (食事の提供) 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援します。 2. 食事時間は、おおむね以下のとおりとします。 朝食 午前7時45分～午前9時00分 昼食 午前11時30分～午後1時00分 夕食 午後5時30分～午後7時00分

指定介護予防短期入所生活介護 あての木園短期入所センター

### 新旧対照表

改正後	改正前
第20条 (食事の提供) 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援します。 2. 食事時間は、おおむね以下のとおりとします。 朝食 午前7時 <u>30</u> 分～午前9時 <u>30</u> 分 昼食 午前11時 <u>00</u> 分～午後1時00分 夕食 午後5時 <u>00</u> 分～午後7時00分	第21条 (食事の提供) 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援します。 2. 食事時間は、おおむね以下のとおりとします。 朝食 午前7時45分～午前9時00分 昼食 午前11時30分～午後1時00分 夕食 午後5時30分～午後7時00分

指定訪問介護 あての木園訪問介護センター

### 新旧対照表

改正後	改正前
第4条 (職員の職種、員数及び職務内容) 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。 一. 管理者 1名 (兼務) 事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管	第4条 (職員の職種、員数及び職務内容) 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。 一. 管理者 1名 (兼務) 事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管

<p>理を一元的に行います。                  二. サービス提供責任者 1名以上 (常勤職員、訪問介護員を兼務)                  事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画書の作成等を行います。                  三. 訪問介護員等(介護福祉士及び介護職員初任者研修課程修了者)  <u>2.5名以上</u>                  訪問介護の提供に当たります。</p>	<p>理を一元的に行います。                  二. サービス提供責任者 1名以上 (常勤職員、訪問介護員を兼務)                  事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画書の作成等を行います。                  三. 訪問介護員等(介護福祉士及び介護職員初任者研修課程修了者)                  1名以上                  訪問介護の提供に当たります。</p>
---	--

指定訪問介護相当サービス あての木園訪問介護センター

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)                  事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。                  一. 管理者 1名 (兼務)                  事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。                  二. サービス提供責任者 1名以上 (常勤職員、訪問介護員を兼務)                  事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画書の作成等を行います。                  三. 訪問介護員等(介護福祉士及び介護職員初任者研修課程修了者)  <u>2.5名以上</u>                  訪問介護の提供に当たります。</p>	<p>第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)                  事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。                  一. 管理者 1名 (兼務)                  事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。                  二. サービス提供責任者 1名以上 (常勤職員、訪問介護員を兼務)                  事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画書の作成等を行います。                  三. 訪問介護員等(介護福祉士及び介護職員初任者研修課程修了者)                  1名以上                  訪問介護の提供に当たります。</p>

指定居宅介護支援：あての木園居宅介護支援事務所、あての木園ふげし居宅介護支援事務所

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第6条 (内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)                  事業所及び職員は、居宅介護支援提供の開始に際して、居宅介護支援利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他居宅サービス等の選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。                  2. 事業所は、居宅介護支援提供の開始に際し、あらかじめ居宅介護支援の利用者に対して、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう努めることができることや居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることができること等を居宅介護支援の利用者及びその家族等に懇切丁寧に説明を行い、文書による居宅介護支援の利用者の同意を得た上で居宅サービス計画の作成の開始にあたります。  <u>3. 事業所は、居宅介護支援提供の開始に際し、あらかじめ居宅介護支援の利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合、利用者を担当する職員の氏名及び連絡先を入院する病院又は診療所に伝えるようお</u></p>	<p>第6条 (内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)                  事業所及び職員は、居宅介護支援提供の開始に際して、居宅介護支援利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他居宅サービス等の選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。                  2. 事業所は、居宅介護支援提供の開始に際し、あらかじめ居宅介護支援の利用者に対して、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう努めることができることや居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることができること等を居宅介護支援の利用者及びその家族等に懇切丁寧に説明を行い、文書による居宅介護支援の利用者の同意を得た上で居宅サービス計画の作成の開始にあたります。</p>

<p><u>願います。</u></p> <p>第8条 (居宅介護支援の内容と提供方法等) 居宅介護支援の内容は次のとおりです。</p> <p>一. <u>居宅サービス計画の作成に関する業務</u>及び要介護認定等の申請に係る援助を行います。</p> <p>二. <u>相談及びサービス担当者会議</u>等を行う場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等、利用者が希望する場所とします。</p> <p>三. 居宅サービス計画又は居宅支援サービス計画の作成と実施状況を把握します。</p> <p>四. 利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など利用者の居宅を訪問し居宅介護支援に必要な<u>解決すべき課題を把握</u>します。</p> <p>五. 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行います。</p> <p>六. 居宅サービス計画の原案について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得ます。</p> <p>七. 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び指定居宅サービス事業所等の担当者に交付します。<u>また、医療サービスの利用を利用する場合は主治医の医師等にも交付します。</u></p> <p>八. 居宅サービス計画の作成後においても、指定居宅サービス事業所等の担当者との連絡を継続的に行い、居宅介護サービス計画の実施状況を把握し、少なくとも月1回は利用者の居宅で面接を行い、その結果を記録します。</p> <p>九. サービス担当者会議は、<u>利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者を召集し会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。</u></p> <p>十. 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を提供します。<u>また、介護保険施設等から退院又は退所しようとする利用者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助を行います。</u></p>	<p>第8条 (居宅介護支援の内容と提供方法等) 居宅介護支援の内容は次のとおりです。</p> <p>一. 要介護認定等の申請に係る援助を行います。</p> <p>二. 相談等を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等、利用者が希望する場所とします。</p> <p>三. 居宅サービス計画又は居宅支援サービス計画の作成と実施状況を把握します。</p> <p>四. 利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など利用者の居宅を訪問し居宅介護支援に必要な課題を分析します。</p> <p>五. 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行います。</p> <p>六. 居宅サービス計画の原案について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得ます。</p> <p>七. 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び指定居宅サービス事業所等の担当者に交付します。</p> <p>八. 居宅サービス計画の作成後においても、指定居宅サービス事業所等の担当者との連絡を継続的に行い、居宅介護サービス計画の実施状況を把握し、少なくとも月1回は利用者の居宅で面接を行い、その結果を記録します。</p> <p>九. サービス担当者会議等は、原則として、事業所内の相談室にて実施します。</p> <p>十. 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を提供します。</p>
<p>第9条 (サービスの取り扱い方針) 事業所及び職員は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう<u>行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮した支援を行います。また、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、</u>利用者の心身又は家族の状況等に応じ、<u>継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるように</u>支援します。</p> <p>2. 事業所及び職員は、居宅介護支援を提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。</p> <p>3. 事業所及び職員が居宅介護支援を提供するに当</p>	<p>第9条 (サービスの取り扱い方針) 事業所及び職員は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切な処置を喚起しながら支援します。</p> <p>2. 事業所及び職員は、居宅介護支援を提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。</p> <p>3. 事業所及び職員が居宅介護支援を提供するに当</p>

たっては親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

4. 事業所及び職員は、居宅サービス計画の作成に当たって、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めます。

5. 事業所及び職員は、居宅サービス計画の作成に当たっての居宅サービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

6. 事業所及び職員は、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとします。

たっては親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

4. 事業所及び職員は、居宅サービス計画の作成に当たっての居宅サービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

5. 事業所及び職員は、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとします。

市民フォーラム 長尾和宏先生に確認し、教えていただいた内容について (あての木園谷口・長尾先生のHPより抜粋)

### 今も誤解が続く医師法 20 条

■多死社会が進むなか、在宅や施設での看取りの推進が謳(うた)われている。これまで看取りの法律について講義する機会がたくさんあった。看護職や介護職、一般市民は比較的容易に理解してもらえる。しかし、病院の医師にはなかなか理解してもらえず、何日も要したことがある。なぜ医師は医師法 20 条を理解できないのか。その理由について考えてみたい。

■我が国において看取りは、1948年に施行された医師法 20 条に基づいて行われている。これは、「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない」という内容だ。

■死ぬ時に医者が居なくてもいい。死後でも診れば死亡診断書を書けますよとは、まさに在宅看取りを想定した法律に思える。

■医師法 20 条には次のような「但し書き」が付いている。

「但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りではない」。これは条件を満たせば例外的に死後に診察をしなくても死亡診断書を発行できる、という意味である。

「診察せずに死亡診断書を書くこと」を禁じる一方、「最後の診察後 24 時間以内の死亡には診察をしなくてもよい」という例外規定を設けている。もちろん都市部においてはこの「但し書き」を適用することはないだろう。いずれにせよ「死亡診断をしなくても書いてもいい」という趣旨を初めて聞く医師は、到底信じられないようだ。

■一方、医師法 21 条は異状死体を見たら 24 時間以内に警察に届けなさい、という法律である。医師法 20 条に出る 24 時間と 21 条に出る 24 時間はまったく違う意味であるが、24 時間という数字が共通するために混同されてきた。

■つまり、「診察後 24 時間以上経過したら死亡診断書を書けない。だから警察に届けなければいけない」という誤った解釈を、今でも都市伝説のように信じている医師がいる。医師法 20 条は、その「但し書き」が存在するために、施行直後から現在に至るまで医療現場に多くの混乱をもたらしてきた。主治医の不在時に患者が自宅や介護施設で亡くなり、死亡確認ができないと判断され「異状死体」として誤って扱われ、警察が無用に介入するケースがあちこちで散見される。

■問い合わせ先は

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地 特別養護老人ホームあての木園

電話 (0768)26-1661 ファックス(0768)26-1751

メール [atenoki@skyblue.ocn.ne.jp](mailto:atenoki@skyblue.ocn.ne.jp)

